

富山県立大学看護学部学内外連携研究費取扱要綱

平成 31 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、富山県立大学（以下「本学」という。）において、看護学部と工学部及び情報工学部又は他の機関との連携の下、県民の福祉の向上を目指した研究を推進するための経費（以下「看護学部学内外連携研究費」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 看護学部学内外連携研究費は、本学における研究活動の活性化を図るとともに、少子高齢化の進展や医療技術の高度化・専門化、地域包括ケアシステムの体制整備等に伴う医療・看護の提供の場の多様化等に対応して県民の福祉の向上に資するため、優れた研究能力を持つグループの特色ある研究を奨励することを目的とする。

(対象研究)

第 3 条 対象となる研究は、次に掲げるものとする。

(1) 看工連携推進研究

看護学研究に工学的視点を取り入れ、質の高い看護ケアの実現に資するための研究で、看護学部教員が中心となり、他学部教員と共同で取り組む研究

(2) 産学官医連携研究

本県の保健、医療の充実を目指した研究で、看護学部教員が中心となり、本学教員、他大学教員、県内自治体の専門職者、保健医療機関の専門職者又は企業の研究員等と共同で取り組む研究

(交付申請資格)

第 4 条 看護学部学内外連携研究費の申請者は、本学看護学部の常勤教員とする。

2 交付申請を認める件数は、1 人あたり 1 件とする。

(申請手続き)

第 5 条 申請者は、特別研究費計画書（様式 1）を学長に提出するものとする。

(決定)

第 6 条 前項の規定により計画書の提出があったときは、学長は教育研究審議会の審議を経て、予算の範囲内で採否及び配分額を決定する。

(研究一件あたりの金額)

第 7 条 研究一件あたりの金額は、3, 0 0 0 千円以内とする。

(研究内容の変更等)

第 8 条 研究費の交付を受けた者は、研究費を対象研究に必要な経費のみに使用しなければならない。

2 研究費の交付を受けた者は、対象研究の内容及び経費の配分の変更をしよ

うとするときは、あらかじめ学長の承認を得るものとする。

（実績報告）

第 9 条 研究費の交付を受けた者は、対象研究が完了したときは、特別研究費成果報告書（様式 2）を速やかに学長に提出するものとする。

（研究費の執行手続き）

第 10 条 研究費の執行手続きは、教員研究費予算の執行の手続きに準拠するものとする。

（研究成果の公表）

第 11 条 研究費の交付を受けた者は、研究成果につき論文その他の方法で公表に努めるものとする。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。